

令和元年度

鳥取市包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「麒麟のまち事業及び観光・移住定住等に関する
財務事務の執行について」

概要版

鳥取市包括外部監査人

税理士 山崎安造

目 次

第1章	監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件名	1
第3	監査の対象とした理由	1
第4	監査を実施した期間	2
第5	監査の対象部署	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の視点	3
第8	包括外部監査の実施者	4
第9	利害関係	4
第2章	監査の結果	5
第1	各事業に係る指摘事項及び意見	5
第2	指摘事項及び意見の件数	6

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件名

麒麟のまち事業及び観光・移住定住等に関する財務事務の執行について

第 3 監査の対象とした理由

地方創生が叫ばれて久しいが、東京一極集中の流れはさらに加速し、地方からの人口流出に歯止めがかからない。鳥取市もその例外ではなく平成 16 年の市町村合併により 20 万人超都市となったが、その後は人口減少が続き令和元年の春は 19 万人弱である。

その中で鳥取市は、令和元年 10 月 1 日、明治 22 年（1889 年）の市制施行から 130 周年を迎えることになった。また、この令和という新時代に 100 年先を見据えた総合防災拠点として安全性の高い新市庁舎も完成し、未来に向かってさらに発展して行こうとしている。

市民の安心、安全は確保された、と言える一方、急速な人口減少とこれに伴う税収等の減少が想定される中、これからの 100 年先の財政を見据え、将来にわたる税財源を拡充すること等、税財源の安定的な確保につながる取組みが、今後は重要な課題となる。

さて、令和元年 5 月 20 日、麒麟のまち圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町）によるストーリー「日本海の風が生んだ絶景と秘境～幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地『因幡・但馬』～」が“日本遺産”に認定された。この地域に伝播する重要な民俗文化財である麒麟獅子舞にちなみ「麒麟のまち」圏域と銘打ち、麒麟獅子の価値や魅力を県内外に発信することによって、伝承と観光振興などに生かすことになる。また、宝島社『田舎暮らしの本』2019 年 2 月号に“鳥取市で田舎暮らし”が住みたい田舎ベストランキング 3 部門で 1 位を受賞した！と掲載されたが、これは、一人ひとりの条件に合わせた住み方を提案したのが功を奏したとも言える。

これらの施策はいわば、鳥取市を人が集う場にし、人口減少に歯止めをかけ、活性化しようというものである。たとえば、麒麟獅子等の魅力を生かした観光や経済の「交流人口」を拡大し、さらに移住者らの「定住人口」を強化し、そして都市部に住みながら特に鳥取市と継続的に関わりを持つ「関係人口」を拡大すること等によって、街がにぎやかになり、新たな税財源の確保につながる

ることになる。

このように、将来にわたる税財源の拡充を大きく期待される施策の中で、特に麒麟のまち事業、観光及び移住定住等に関する事業について、その費用対効果等に係る問題点等について検討することは、鳥取市の財政健全化のために有効であると考え、特定の事件として選定した。

第4 監査を実施した期間

令和元年7月1日から同年12月31日まで

第5 監査の対象部署

企画推進部政策企画課並びにその他麒麟のまち事業及び観光・移住定住等に関わるすべての所管課等を監査対象とした。

第6 監査の方法

監査の予備調査の段階で鳥取市の決算推移、第6次鳥取市行財政改革大綱等について、所管する総務部行財政改革課等から、次のような説明を受けた。

鳥取市は、平成16年の市町村合併により20万人都市となったが、今では19万人を下回っている。このような急速な人口減少とこれに伴う税収等の減少が想定される中、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減という事情もあり、身の丈に合った歳出規模を堅持する必要があるが、大綱の柱の一つである将来にわたる税財源を拡充することはさらに重要である。

拡充に沿った施策といえば、転入超過都市への転換、いわゆる進学や就職で一度は本市を離れた若者等が戻って来て担い手としてその活躍を期待し、また移住者を増やす取組みもある。さらに交流人口の拡大、つまり山陰海岸ジオパークのエリアや日本遺産に認定された麒麟のまち圏域のストーリーによる観光資源の磨き上げと広域観光の推進で、日本人観光客のさらなる掘り起しはもとより、急増する外国人観光客の誘客を図り、観光交流人口等を拡大する等がある。

そこで、鳥取市の「平成30年度当初予算（案）事業別概要（一般会計・特別会計）」に掲載された、麒麟のまち事業、観光及び移住定住等に関する事業の中から将来にわたる税財源の拡充が大きく期待できると思われる下記の29件の事業を監査対象とすることにした。

具体的に実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 1 包括外部監査テーマの通知後、直ちに所管課等に「包括外部監査に係る資料

の提出について」、「(別紙)平成30年度当初予算(案)事業別概要(一般会計・特別会計)」及び「個別調査票」を送付し、その作成と提出を求めた。

- 2 上記1により提出を受けた30事業の個別調査票ごとに、各所管課に対し聴き取りをし、関係資料の提出を求め、監査を実施した。
- 3 その後、事業によっては、各所管課の担当者の同行による関係施設等の視察を行い、現地において確認と説明を受けた。

第7 監査の視点

- 1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等の在り方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

- 2 私たち3人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる市民の声を受け止める立場にある。税理士法第1条によれば、その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには市民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは市民の納税意欲を減退させることになると思う。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で市民は、税の使われ方に大変注目している。したがって、私たちは、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる市民の目線で監査することを心がけた。

- 3 具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要はあるか。
- (2) 補助金交付要綱の不明確な記載・適用誤りはないか。
- (3) 補助金及び負担金の算定は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助交付団体への指導、監督は適切か。
- (6) 委託契約の契約内容は適正か。
- (7) 委託金額の精査は適正に行われているか。
- (8) 委託先からの実績報告及び市における完了検査手続は適正か。

(9) 費用対効果の検証は行われているか。

第8 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	山崎	安造
外部監査人補助者	税理士	政田	孝
外部監査人補助者	税理士	公認会計士	池原 浩一

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査の結果

第1 各事業に係る指摘事項及び意見

番号1から29の各事業の「個別調査票」に記載された項目名、事業内容、事業目的、事業費の内訳、当初予算額、決算額、事業の実績、事業の効果、今後の見通しなどに基づき監査を行い、各事業に係る【指摘事項】及び【意見】の一覧を記載する。

【指摘事項】とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

【意見】とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

監査対象30事業に係る指摘事項・意見の一覧

番号	担当部・課	項目名	事項		報告書
1	企画推進部 政策企画課	シティセールス推進事業費	—	—	P27
2	〃	若者定住促進事業費	意見	婚活サポートセンター設置の費用対効果について	P30
3	〃	麒麟のまち創生推進事業費	意見	連携中枢都市圏へ加入推進について	P32
4	企画推進部 秘書課広報室	鳥取市知名度アップ大作戦事業費	—	—	P35
5	企画推進部 文化交流課	日本遺産登録推進事業費	意見	麒麟獅子舞をPRする施策の募集について	P41
6	〃	麒麟獅子舞圏域活性化事業費	意見	麒麟獅子舞の後継者育成について	P44
7	市民生活部 地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	意見	複数回のお試し定住体験の利用について	P47
8-1	経済観光部 経済・雇用戦略課	地域商社運営支援事業費	指摘事項	今後の見通しについて	P52
8-2	〃	シティセールス推進事業費 (地方創生推進交付金活用事業)	意見	麒麟のまちの飲食部門の業者の選定について	P54
9	経済観光部 企業立地・支援課	起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業費	意見	ふるさととっとり創業スクール事業の有効性、経済性について	P58
10	経済観光部 観光・ジオパーク推進課	観光活動事業費	—	—	P61
11	〃	観光ボランティア活性化事業費	—	—	P63
12	〃	「恋人の聖地/白兔海岸」推進事業費	意見	事業実施報告書の内容確認について	P65
13	〃	知名度アップイベント推進事業費	—	—	P67
14	〃	宣伝推進事業費	意見	委託費の精算について	P69
15	〃	国際観光推進事業費	—	—	P71
16	〃	観光協会等補助金	—	—	P75
17	〃	しゃんしゃん祭振興会補助金	—	—	P76

18	〃	コンベンション誘致支援事業費	－	－	P78
19	〃	ループバス運営支援助成費	意見	乗車率を高めるための広報について	P79
			意見	委託契約の明確化について	P79
20	〃	観光イベント開催補助金	指摘事項	事業収支決算書の記載の明確化について	P81
			意見	補助金交付要綱の記載の明確化について	P81
21	〃	因幡地域周遊バス運行支援助成費	意見	誘客促進のためのPRについて	P84
22	〃	広域観光開拓・推進事業費	意見	各市町間の負担割合の検討について	P86
23	〃	観光産業育成支援事業費	指摘事項	補助対象経費の範囲について	P88
24	〃	「砂像のまち鳥取」推進事業費	意見	砂像彫刻家の育成について	P90
25	〃	鳥取砂丘新発見伝事業負担金	意見	積極的な広報について	P93
26	〃	砂の美術館管理運営費	意見	委託料内訳の明確化について	P96
			意見	砂像制作の後継者育成について	P96
27	〃	砂丘管理事業費	意見	業者の選定について	P100
28	〃	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金	意見	誘客促進のための取組みについて	P102
29	〃	山陰海岸ジオパーク事業費	指摘事項	事業収支決算書の記載の明確化について	P104

第2 指摘事項及び意見の件数

包括外部監査の指摘事項及び意見の件数は、次のとおりである。

項目名等	指摘事項	意見
監査対象 30 事業	4	20